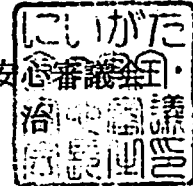


食安審 第 12 号
平成19年3月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦 様

にいがた食の安全・安心審議会
会長 楠 原 征



「にいがた食の安全・安心基本計画（案）」について（答申）

平成19年1月15日付け生衛第748号で諮問のあった「にいがた食の安全・安心基本計画（案）」については、別添のとおり修正することが適当である。

なお、本計画の決定にあたっては、下記事項に十分配慮してください。

記

- 1 計画に基づく施策を効果的に実施するため、計画の内容を十分周知し、消費者、食品関連事業者、行政が協働して積極的な取組が行われるよう配慮すること。
- 2 計画に基づく施策の実施状況の公表にあたっては、わかりやすい情報の提供に努め、必要に応じて関係者との意見交換を行い、次年度の施策の実行に反映させること